

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年6月11日

【会社名】 フィード・ワンホールディングス株式会社

【英訳名】 FEED ONE HOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 弦 卷 恒 三  
代表取締役社長 山 内 孝 史

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市（予定）

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 協同飼料株式会社  
執行役員経理部長 青 山 徹  
日本配合飼料株式会社  
取締役管理本部長兼経理部長 梅 村 芳 正

【最寄りの連絡場所】 協同飼料株式会社  
神奈川県横浜市西区高島二丁目5番12号  
日本配合飼料株式会社  
神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目9番地13

【電話番号】 協同飼料株式会社  
045(461)5711  
日本配合飼料株式会社  
045(450)5811

【事務連絡者氏名】 協同飼料株式会社  
執行役員経理部長 青 山 徹  
日本配合飼料株式会社  
取締役管理本部長兼経理部長 梅 村 芳 正

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 22,776,041,015円  
(注) 本届出書提出日現在において未確定であるため、協同飼料株式会社（以下「協同飼料」といいます。）及び日本配合飼料株式会社（以下「日本配合飼料」といいます。）の平成26年3月31日現在における株主資本の額（簿価）を合算した金額を記載しております。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	197,327,735株 (注)1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求その他の権利内容に何ら限定のない、フィード・ワンホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株となります。(注)4

- (注) 1 平成26年3月31日時点における協同飼料の発行済株式総数103,995,636株及び日本配合飼料の発行済株式総数110,337,998株に基づいて算出しております。ただし、協同飼料及び日本配合飼料は、本株式移転（以下（注）2で定義します。以下同様です。）の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、平成26年3月31日時点で協同飼料及び日本配合飼料の有する自己株式（協同飼料：5,061,562株、日本配合飼料：72,248株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。
- なお、本株式移転効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、当社が交付する新株式数は変動することがあります。
- 2 普通株式は、平成26年3月25日開催の協同飼料及び日本配合飼料の取締役会決議（株式移転計画の作成）並びに平成26年6月27日開催予定の協同飼料及び日本配合飼料の定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。
- 3 協同飼料及び日本配合飼料は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行う予定です。
- 4 振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。
- 名称 株式会社証券保管振替機構  
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【募集の方法】

株式移転によることとします。（注）1、2

- (注) 1 普通株式は、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生じる時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の協同飼料及び日本配合飼料の株主名簿に記載又は記録されたそれぞれの株主に対し、協同飼料普通株式1株に0.88株、日本配合飼料普通株式1株に1株の割合で割当て交付いたします。各株主に対する発行価額は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日現在において未確定ですが、協同飼料及び日本配合飼料の平成26年3月31日現在における株主資本額（簿価）を合算した金額は22,776,041,015円であり、発行価額の総額のうち10,000,000,000円が資本金に組み入れられます。
- 2 当社は、1【新規発行株式】に記載の普通株式について東京証券取引所への上場申請手続きを行い、平成26年10月1日より東京証券取引所市場第一部に上場する予定です。
- 東京証券取引所への上場申請手続きは、東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項に基づいて行い、同規程に定める、いわゆるテクニカル上場（同規程第2条第（73）号、第208条）により上場する予定です。
- テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6ヶ月以内に上場申請するものに限る（同施行規則第216条第1項）。）について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

### 3【募集の条件】

#### (1)【入札方式】

##### 【入札による募集】

該当事項はありません。

##### 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

#### (2)【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

##### 【申込取扱場所】

該当事項はありません。

##### 【払込取扱場所】

該当事項はありません。

### 4【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 5【新規発行による手取金の使途】

#### (1)【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

#### (2)【手取金の使途】

該当事項はありません。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 【募集又は売出しにする特別記載事項】

東京証券取引所への上場について

当社は、前記第1【募集要項】における新規発行株式である当社普通株式について、前記第1【募集要項】2【募集の方法】（注）2記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所への上場を予定しております。

## 第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

### 第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

#### 1【組織再編成の目的等】

##### 1．経営統合の目的及び理由

###### (1)背景

協同飼料及び日本配合飼料（以下「両社」といいます。）は、畜産・水産生産者の生産性向上に資する製品の開発・販売を積極的に行うと共に、原料調達を多様化するなど配合飼料コスト低減への取り組みを継続して実施し、長年、畜産飼料業界の発展に寄与してまいりました。

しかしながら、国内人口の減少及び少子高齢化の懸念に加え、TPP交渉参加に伴う国内畜産業界の不透明性、円安・輸入原料高等、両社を取り巻く事業環境が急速に変化しており、今後、国内市場において更なる競争激化が予想されております。

このような状況下、将来的に国内の畜産・水産生産者が安定的な食糧供給を持続するためには、飼料会社の経営基盤を一層強化することが必要と考え、ひいては、株主の皆様、取引先及び従業員を含めた全てのステークホルダーにとって最善の選択であるとの共通認識に至り、対等の精神に則り、経営統合（以下「本経営統合」といいます。）の合意に至りました。

本経営統合に際し、両社を取り巻くステークホルダーとの着実な関係への移行を図るために、まずは株式移転により共同持株会社である当社を設立し、両社は当社の株式移転完全子会社として、それぞれにて事業を継続いたしますが、下記「(2)経営統合により目指すべき目標及び期待する効果」記載の目標並びに効果を早期かつ着実に実現するため、3年以内を目途とした当社、協同飼料及び日本配合飼料の3社の合併による完全統合を目指してまいります。

今後は、本経営統合により、業界最高水準の競争力を実現すると共に、アジアを中心とした海外での生産販売活動の展開・充実を図り、グローバル飼料メーカーを目指します。

具体的には、商品研究開発体制の強化、原料調達・生産体制等の合理化・効率化を図り、畜産・水産生産者に対して供給する製品の品質・コスト、サービスなどの更なる強化を行うことで、畜産・水産生産者の最強のパートナーとして、業界全体の持続的成長に貢献する配合飼料業界のリーディングカンパニーを目指していきたくと考えております。

## (2)経営統合により目指すべき目標及び期待する効果

本経営統合により、今後次に掲げる目標に取り組み、顧客目線に立ち、企業価値の向上を追求してまいります。

### 新規商品の開発力の強化と国内畜産・水産生産者へのサービスの拡充

両社の研究開発体制を統合し、両社が長年に亘り蓄積してきた畜水産飼料の研究開発データを最大限活用することにより、新製品の開発力の強化と共に製品開発のスピードをあげ、顧客のニーズを捉えた製品をいち早く供給することができる体制を目指します。

また、効率的な営業体制を構築し、顧客ニーズに沿った製品の供給だけでなく、国内畜産・水産生産者への更なるサービスの拡充を図る予定です。

### 生産体制の効率化の実現並びに今後の市場ニーズに合わせた設備投資計画の見直し

本経営統合による販売規模の拡大を通じて両社の生産設備を最大限に活用することにより、生産体制の合理化・効率化を実現し、生産コストの更なる低減を目指します。

また、今後の設備投資計画についても、両社の既存の設備投資計画を見直し、市場ニーズに沿った生産設備体制へと再構築することにより、供給する製品の品質・コスト・サービスの向上を目指します。

### 調達量の増大による競争力の強化

統合による原料調達のスケールメリットを活かし、調達先とのパートナーシップを強化することで、質の高い競争力のある原料の安定確保を目指します。

### 畜水産物の加工流通システムの強化

配合飼料メーカーという特長を活かした畜水産物の加工流通システムを強化することで、「川上から川下」に至る事業領域を垂直的に拡充し、安心安全な食品を持続的に提供することで、消費者に信頼される食品企業を目指します。

### グローバル展開の推進による収益力の強化

今後は、国内で蓄積した知見を効果的に海外事業活動に転化し、利益を創出するグローバル事業体制を構築します。既に進出しているインドネシア、ベトナム、インドに続き、今後さらなる市場規模の拡大が見込まれるアジア地域を中心とした事業展開を推進してまいります。

## 2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団との関係

## (1) 提出会社の企業集団の概要

## 提出会社の概要

(1) 商号	フィード・ワンホールディングス株式会社																								
(2) 事業内容	配合飼料の生産、畜水産関連事業等を行う子会社等の経営指導及びこれらに付帯又は関連する一切の事業。																								
(3) 本店所在地	神奈川県横浜市（予定）																								
(4) 代表者及び役員の就任予定	<table> <tr> <td>代表取締役会長</td> <td>弦巻 恒三</td> </tr> <tr> <td>代表取締役社長</td> <td>山内 孝史</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>酒井 透</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>野口 隆</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>齋藤 俊史</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>畠中 直樹</td> </tr> <tr> <td>取締役（社外）</td> <td>岡田 康彦</td> </tr> <tr> <td>取締役（社外）</td> <td>遠藤 陽一郎</td> </tr> <tr> <td>常勤監査役</td> <td>臼杵 静雄</td> </tr> <tr> <td>常勤監査役</td> <td>熊谷 和彦</td> </tr> <tr> <td>常勤監査役（社外）</td> <td>吉村 博美</td> </tr> <tr> <td>非常勤監査役（社外）</td> <td>椿 勲</td> </tr> </table>	代表取締役会長	弦巻 恒三	代表取締役社長	山内 孝史	取締役	酒井 透	取締役	野口 隆	取締役	齋藤 俊史	取締役	畠中 直樹	取締役（社外）	岡田 康彦	取締役（社外）	遠藤 陽一郎	常勤監査役	臼杵 静雄	常勤監査役	熊谷 和彦	常勤監査役（社外）	吉村 博美	非常勤監査役（社外）	椿 勲
代表取締役会長	弦巻 恒三																								
代表取締役社長	山内 孝史																								
取締役	酒井 透																								
取締役	野口 隆																								
取締役	齋藤 俊史																								
取締役	畠中 直樹																								
取締役（社外）	岡田 康彦																								
取締役（社外）	遠藤 陽一郎																								
常勤監査役	臼杵 静雄																								
常勤監査役	熊谷 和彦																								
常勤監査役（社外）	吉村 博美																								
非常勤監査役（社外）	椿 勲																								
(5) 資本金	100億円																								
(6) 純資産(連結)	現時点では確定していません																								
(7) 総資産(連結)	現時点では確定していません																								
(8) 決算期	3月31日																								

## 提出会社の企業集団の概要

当社設立後の、当社と協同飼料及び日本配合飼料の状況は以下のとおりです。

協同飼料及び日本配合飼料は、両社の定時株主総会における承認を前提として、平成26年10月1日（予定）をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

会社名	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金援助	営業上の 取引	設備の 賃貸借
					当社役員 (名)	当社 従業員 (名)			
(連結子会社) 協同飼料	神奈川県 横浜市 西区	5,199	配合飼料の製造・販売及び畜産物の仕入・生産・加工・販売	100.0	未定	未定	未定	未定	未定
日本配合飼料	神奈川県 横浜市 神奈川区	8,563	配合飼料の製造・販売、鶏卵の生産・販売や豚などの飼育・販売及び食肉・加工品の販売	100.0	未定	未定	未定	未定	未定



本株式移転に伴う当社設立後、協同飼料及び日本配合飼料は当社の株式移転完全子会社となります。当社の完全子会社となる協同飼料及び日本配合飼料の平成26年3月31日時点の状況は、以下のとおりです。

### 協同飼料

#### 関係会社の状況

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ゴールドエッグ(株)	大阪府吹田市	60	鶏卵の加工 販売	100.0	畜産物の集荷・加工・販売 役員の兼任等...有
(株)横浜ミートセンター	神奈川県横浜市 西区	100	食肉の加工 販売	100.0	畜産物の仕入販売及び加工 協同飼料からの資金の貸付及 び債務保証 役員の兼任等...有
(株)横浜ミート	神奈川県横浜市 鶴見区	30	食肉の加工 販売	100.0	仕入・加工した食肉加工品を (株)横浜ミートセンターへ販売 役員の兼任等...有
三河畜産工業(株)	愛知県豊田市	10	食肉の加工 販売	100.0	畜産物の仕入販売及び加工 役員の兼任等...有
(株)奥三河どり	愛知県犬山市	30	食肉の加工 販売	100.0	畜産物の仕入販売及び加工 協同飼料からの資金の貸付及 び債務保証 役員の兼任等...有
(株)東白川ファーム	福島県東白川郡 塙町	10	肉豚の生産 販売	40.0 〔20.0〕	協同飼料から購入した配合飼 料により肉豚の生産販売 協同飼料からの資金の貸付及 び債務保証 役員の兼任等...無
岩手協同飼料販売(株)	岩手県紫波郡 矢巾町	30	飼料の販売	100.0	配合飼料の仕入販売 畜産物の集荷販売 役員の兼任等...無
鹿島協販(株)	茨城県石岡市	20	飼料の販売	100.0	配合飼料の仕入販売 畜産物の集荷販売 役員の兼任等...無
東海協販(株)	愛知県名古屋市 港区	10	飼料の販売	100.0	配合飼料の仕入販売 畜産物の集荷販売 役員の兼任等...無
四国協販(株)	香川県観音寺市	10	飼料の販売	100.0	配合飼料の仕入販売 畜産物の集荷販売 役員の兼任等...無
北九州協同飼料販売(株)	大分県宇佐市	20	飼料の販売	100.0	配合飼料の仕入販売 畜産物の集荷販売 協同飼料からの資金の貸付 役員の兼任等...無
南九州協同飼料販売(株)	宮崎県都城市	30	飼料の販売	100.0	配合飼料の仕入販売 畜産物の集荷販売 役員の兼任等...無
門司飼料(株)	福岡県北九州市 門司区	20	飼料の製造	95.0	配合飼料の受託製造 工場の設備を賃貸 役員の兼任等...無

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(持分法適用関連会社) 苫小牧飼料(株)	北海道苫小牧市	200	飼料の製造	50.0	配合飼料の受託製造 協同飼料からの資金の貸付 役員の兼任等...無
東北飼料(株)	青森県八戸市	200	飼料の製造	47.5	配合飼料の受託製造 協同飼料からの債務保証 役員の兼任等...無
八代飼料(株)	熊本県八代市	400	飼料の製造	22.5	配合飼料の受託製造 役員の兼任等...無
志布志飼料(株)	鹿児島県 志布志市	200	飼料の製造	35.0	配合飼料の受託製造 役員の兼任等...無
門司港サイロ(株)	福岡県北九州市 門司区	200	倉庫業	24.0	配合飼料の原料寄託 協同飼料からの債務保証 役員の兼任等...無
(株)北海道サンフーズ	北海道札幌市 白石区	30	飼料の販売	50.0	配合飼料の仕入販売 畜産物の集荷販売 協同飼料からの債務保証 役員の兼任等...無
(株)美保野ポーク	青森県八戸市	253	肉豚の生産 販売	50.0	協同飼料から購入した配合飼料により肉豚の生産販売 協同飼料からの資金の貸付及び債務保証 役員の兼任等...有
双日協同飼料会社	ベトナム社会 主義共和国 ロンアン省 ベンルック郡	US\$ 24,000千	飼料の製造 販売	49.0	協同飼料から配合飼料製造販売の技術指導 役員の兼任等...無

- (注) 1 上記関係会社の内には特定子会社はありません。
- 2 上記関係会社の内には有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
- 3 議決権の所有割合の〔 〕内は、緊密な者又は同意している者の所有割合を外数で示しております。
- 4 連結子会社でありました(株)マルスは、平成25年10月1日付で同じく連結子会社であります(株)横浜ミートセンターに吸収合併されたため、同社を連結の範囲から除外しております。また、当連結会計年度において、四国協販(株)を新規設立したため、連結の範囲に含めております。
- 5 持分法適用関連会社でありました日本ペットフード(株)は、所有株式の譲渡により議決権の保有割合が低下したため、持分法適用の範囲から除外しております。

## 日本配合飼料

## 関係会社の状況

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容		営業上の取引	設備の 賃貸借	摘要
					役員の 兼任等	資金 援助等			
(その他の関係会社)									
三井物産(株)	東京都 千代田区	341,481	総合商社	(被所有) 42.9			日本配合飼料が製造する配合飼料の原料購入と日本配合飼料の配合飼料を販売しています。		(注) 3
(連結子会社)									
フィードグループ(株)	北海道 岩見沢市	65	飼料事業 畜産事業 その他	100.0	有	有	日本配合飼料の配合飼料を販売しています。	有	
(株)白樺ファーム	北海道 千歳市	90	畜産事業	100.0	有	有			
東北飼料(株)	青森県 八戸市	200	飼料事業	52.5	有	有	日本配合飼料の配合飼料を製造しています。	有	
(株)秋田ファーム	秋田県 能代市	90	畜産事業	100.0		有	日本配合飼料の配合飼料により豚の飼育・販売をしています。		
ニッパイフード東北(株)	宮城県 多賀城市	50	畜産事業	100.0			日本配合飼料の配合飼料により生産された畜産物の加工販売をしています。	有	
(株)栗駒ファーム	宮城県 栗原市	90	畜産事業	100.0		有	日本配合飼料の配合飼料により豚の飼育・販売をしています。		
(株)金成ファーム	宮城県 栗原市	50	畜産事業	100.0			日本配合飼料の配合飼料により豚の飼育・販売をしています。		
(株)第一ポーターファーム	岩手県 盛岡市	260	畜産事業	100.0		有	日本配合飼料の配合飼料により鶏卵の生産・販売をしています。		(注) 7
東日本マジックパール(株)	岩手県 滝沢市	30	畜産事業	100.0		有	日本配合飼料の配合飼料により生産された畜産物の加工販売をしています。		
(株)南部ファーム	岩手県 九戸郡 九戸村	60	畜産事業	51.0 (19.0)	有		日本配合飼料の配合飼料により豚の飼育・販売をしています。		(注) 2
(株)第一原種農場	青森県 八戸市	30	畜産事業	100.0 (100.0)			日本配合飼料の子会社へ豚の販売をしています。		(注) 2
ニュートリテック(株)	静岡県 袋井市	200	飼料事業	100.0			日本配合飼料の配合飼料の原料を製造しています。		
(有)グリーンファームソーゴ	京都府 福知山市	60	畜産事業	100.0		有	日本配合飼料の配合飼料により鶏卵の生産・販売をしています。		

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容		営業上の取引	設備の 賃貸借	摘要
					役員の 兼任等	資金 援助等			
西日本マジックパール(株)	兵庫県姫路市	20	畜産事業	60.0	有	有	日本配合飼料の配合飼料により生産された畜産物の加工販売をしています。		
南洋漁業(株)	愛媛県南宇和郡愛南町	90	その他	100.0		有	日本配合飼料の配合飼料により種苗の生産・販売をしています。	有	
(株)南九州畜産センター	宮崎県東諸県郡国富町	80	畜産事業	100.0		有	日本配合飼料の配合飼料により豚の飼育・販売をしています。		
(持分法適用関連会社)									
釧路飼料(株)	北海道釧路市	200	飼料事業	50.0	有		日本配合飼料の配合飼料を製造しています。	有	
苫小牧飼料(株)	北海道苫小牧市	200	飼料事業	50.0	有		日本配合飼料の配合飼料を製造しています。	有	
(有)東北グローイング	埼玉県本庄市	5	畜産事業	30.0	有	有	日本配合飼料の配合飼料により大雑を生産・販売しています。		
(株)栗駒ポーター	宮城県栗原市	50	畜産事業	19.0	有	有	日本配合飼料の配合飼料により鶏卵の生産・販売をしています。		(注) 5
仙台飼料(株)	宮城県仙台市宮城野区	100	飼料事業	35.0	有	有	日本配合飼料の配合飼料の製造をしています。		
(株)小美玉ファーム	茨城県小美玉市	145	畜産事業	19.0	有	有	日本配合飼料の配合飼料により豚の飼育・販売をしています。		(注) 5
鹿島飼料(株)	茨城県神栖市	200	飼料事業	41.0	有		日本配合飼料の配合飼料の製造をしています。	有	
平成飼料(株)	茨城県神栖市	100	飼料事業	45.0	有		日本配合飼料の配合飼料の製造をしています。		
極洋日配マリン(株)	愛媛県南宇和郡愛南町	90	その他	50.0 (5.0)	有	有	日本配合飼料の販売した種苗の生産・販売をしています。		(注) 2
志布志飼料(株)	鹿児島県志布志市	200	飼料事業	32.5			日本配合飼料の配合飼料の製造をしています。	有	
マルイ飼料(株)	鹿児島県出水市	80	飼料事業	23.4	有				(注) 6

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
- 2 「議決権の所有割合」欄の（内書）は間接所有であります。
- 3 有価証券報告書提出会社であります。
- 4 上記連結子会社及び持分法適用関連会社のうち、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
- 5 持分は100分の20未満ではありますが、実質的な影響力を持っているため関連会社としたものであります。
- 6 配合飼料の製造に関する業務提携をしており、日本配合飼料から技術供与を行っております。
- 7 ㈱第一ポーターファームは、平成26年4月に日本配合飼料が保有する同社の株式の全部を他社に売却したため、本届出書提出日現在において連結の範囲から除外しております。

(2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

本株式移転により、協同飼料及び日本配合飼料は当社の完全子会社になる予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

役員の兼任関係

当社の完全子会社である協同飼料及び日本配合飼料との役員の兼任関係は、前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

取引関係

当社の完全子会社である協同飼料及び日本配合飼料とその関係会社との取引関係は、前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

### 3【組織再編成に係る契約】

#### 1．株式移転計画の内容の概要

協同飼料及び日本配合飼料は、両社定時株主総会による承認を前提として、平成26年10月1日（予定）に、当社を株式移転設立完全親会社、協同飼料及び日本配合飼料を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を、平成26年3月25日開催の両社の取締役会の決議に基づき作成いたしました（以下「本株式移転計画」といいます。）。

本株式移転計画に基づき、協同飼料の普通株式1株に対して当社の普通株式0.88株を日本配合飼料の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当て交付いたします。本株式移転計画においては、平成26年6月末日までに両社の定時株主総会において本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、剰余金の配当等につき規定されております（詳細につきましては後記「2．株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

#### 2．株式移転計画の内容

##### 株式移転計画書（写）

協同飼料株式会社（以下「甲」という。）と日本配合飼料株式会社（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したため、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

##### 第1条（株式移転）

本計画の定めるところに従い、甲及び乙は、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「丙」という。）の成立の日（第6条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を丙に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

##### 第2条（丙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

#### 1．丙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

##### (1) 目的

丙の目的は、別紙の定款第2条記載のとおりとする。

##### (2) 商号

丙の商号は、「フィード・ワンホールディングス株式会社」とし、英文では「FEED ONE HOLDINGS CO., LTD.」と表示する。

##### (3) 本店の所在地

丙の本店の所在地は、神奈川県横浜市とする。

##### (4) 発行可能株式総数

丙の発行可能株式総数は、500,000,000株とする。

#### 2．前項に掲げるもののほか、丙の定款で定める事項は別紙の定款記載のとおりとする。

## 第3条（丙の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

1. 丙の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。
  - 代表取締役会長 弦巻 恒三
  - 代表取締役社長 山内 孝史
  - 取締役 酒井 透
  - 取締役 野口 隆
  - 取締役 齊藤 俊史
  - 取締役 畠中 直樹
  - 取締役（社外）岡田 康彦
  - 取締役（社外）遠藤 陽一郎
2. 丙の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。
  - 常勤監査役 臼杵 静雄
  - 常勤監査役 熊谷 和彦
  - 常勤監査役（社外）吉村 博美
  - 非常勤監査役（社外）椿 勲
3. 丙の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。
  - 有限責任監査法人トーマツ

## 第4条（本株式移転に際して交付する株式の数の算定方法及びその割当て）

1. 丙は、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時の甲の株主名簿に記載又は記録された甲の株主（以下「本割当対象甲株主」という。）に対し、その所有する甲の株式の合計数に0.88を乗じた数の丙の株式を交付する。
2. 丙は、本株式移転に際して、本割当対象甲株主に対し、その保有する甲の株式1株につき、丙の株式0.88株の割合をもって割り当てる。
3. 丙は、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（以下「本割当対象乙株主」という。）に対し、その所有する乙の株式の合計数に1を乗じた数の丙の株式を交付する。
4. 丙は、本株式移転に際して、本割当対象乙株主に対し、その保有する乙の株式1株につき、丙の株式1株の割合をもって割り当てる。
5. 丙が前四項に従って本割当対象甲株主及び本割当対象乙株主に対して交付する丙の株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

## 第5条（丙の資本金及び準備金の額に関する事項）

丙の成立の日における丙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額  
100億円
- (2) 資本準備金の額  
25億円
- (3) 利益準備金の額  
0円

#### 第6条（丙の成立の日）

丙の設立の登記をすべき日（以下「丙の成立の日」という。）は、平成26年10月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙双方の協議の上、合意によりこれを変更することができる。

#### 第7条（株式移転承認株主総会）

- 1．甲及び乙は、平成26年6月末日までに、それぞれ、株主総会を開催し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。
- 2．前項に定める株主総会の日は、本株式移転手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上これを変更することができる。

#### 第8条（剰余金の配当の限度額）

- 1．甲は、平成26年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、1株あたり金3.00円を限度として、金銭を配当財産とする剰余金の配当を行うことができる。
- 2．甲は、前項に定める場合を除き、本計画の作成後丙の成立の日までの間、丙の成立の日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。
- 3．乙は、平成26年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、1株あたり金3.00円を限度として、金銭を配当財産とする剰余金の配当を行うことができる。
- 4．乙は、前項に定める場合を除き、本計画の作成後丙の成立の日までの間、丙の成立の日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

#### 第9条（上場証券取引所）

丙は、丙の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所への上場を予定する。

#### 第10条（株主名簿管理人）

丙の株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

#### 第11条（自己株式の消却）

甲及び乙は、丙の成立の日の前日までに開催するそれぞれの取締役会の決議により、それぞれの保有する自己株式の全部（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。）を、実務上消却可能な範囲において、本株式移転により丙が甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時において消却する。

#### 第12条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本計画の作成後丙の成立の日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、予め甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。



## 第13条（株式移転条件の変更及び株式移転の中止）

本計画の作成後丙の成立の日に至るまでの間において、甲若しくは乙の財政状態若しくは経営成績に重大な変動が生じた場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲乙協議し合意の上、株式移転条件を変更し又は本株式移転を中止することができる。

## 第14条（本計画の効力）

本計画は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 丙の成立の日の前日までに、第7条に定める甲又は乙の株主総会のいずれかにおいて、本計画の承認が得られなかった場合。
- (2) 丙の成立の日の前日までに、国内外の法令に定める関係官庁の承認等が得られなかった場合、又はかかる承認等に本株式移転の実行に重大な支障をきたす条件若しくは制約等が付された場合。

## 第15条（協議事項）

本計画に定める事項のほか、本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲乙別途協議の上、合意により定める。

（以下、余白）

本計画作成の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年3月25日

甲 横浜市西区高島2丁目5番12号  
協同飼料株式会社  
代表取締役社長 弦巻 恒三

乙 横浜市神奈川区守屋町3丁目9番地13  
日本配合飼料株式会社  
代表取締役社長 山内 孝史

別紙

## フィード・ワンホールディングス株式会社 定款

## 第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当社は、フィード・ワンホールディングス株式会社と称し、英文ではFEED ONE HOLDINGS CO., LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理することを目的とする。

1. 飼料、肥料、油糧、食料品及び農畜水産物の生産、製造、加工、販売及び輸出入
2. 日用品雑貨及び一般雑貨の製造、加工、販売及び輸出入
3. 動物用医薬品の製造及び販売
4. 農場の経営指導並びに家畜及び家禽類の飼育及び販売
5. 家畜の人工授精及び受精卵移植の研究、開発業の受託並びに家畜の精液及び受精卵の販売
6. 農業用機械器具、畜水産用機械器具、産業用機械器具及び電気機械器具の賃貸借、販売及び輸出入
7. 畜水産業並びに生物飼養及びその器具機材の製造及び販売
8. 不動産の売買、賃貸借、管理及び仲介
9. 飼料製造設備の賃貸借
10. 金融業及び総合リース業
11. 損害保険の代理業務及び生命保険の募集に関する業務
12. コンピューターによる情報処理並びにソフトウェアの作成、賃貸借及び販売
13. 倉庫業及び貨物運送取扱業
14. 前各号に付帯関連する一切の事業

当社は、前項各号の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を横浜市に置き、必要に応じて、支店、工場、研究所及び営業所を適宜の地に設置することができる。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

### （発行可能株式総数）

第 6 条 当社の発行可能株式総数は500,000,000株とする。

### （自己の株式の取得）

第 7 条 当社は、会社法第165条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

### （単元株式数）

第 8 条 当社の単元株式数は100株とする。

### （単元未満株式を有する株主の権利）

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

### （単元未満株式の買増し）

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

### （株式取扱規程）

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### （株主名簿管理人）

第12条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及び事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

## 第 3 章 株 主 総 会

### （招 集）

第13条 定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要のある場合にそのつど招集する。  
株主総会の日時、場所及び会議の目的たる事項は、取締役会の決議によりこれを定める。

### （定時株主総会の基準日）

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月31日とする。

### （招集者及び議長）

第15条 株主総会は法令に別段の定めある場合を除くほか、取締役会の決議にもとづき、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に事故あるときは、取締役会の予め定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（議決権の代理行使）

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

（決議の方法）

第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第4章 取締役及び取締役会

（員数）

第19条 当社の取締役は12名以内とする。

（選任方法）

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（役付取締役）

第22条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長を各1名選定する。

（代表取締役）

第23条 取締役社長は代表取締役とする。

前項のほか、取締役会は、その決議によって代表取締役を選定することができる。

（取締役会の招集及び議長）

第24条 取締役会は取締役会長がこれを招集し、その議長となる。

取締役会長が欠員又は事故あるときは、取締役社長がこれにあたる。取締役社長もまた事故あるときは、取締役会が予め定めた順序により他の取締役がこれに代る。

## （取締役会の招集通知）

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。

## （取締役会の権限）

第26条 取締役会は法令又は本定款の定める事項のほか業務執行に関する重要事項を決定する。

## （取締役会の決議）

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

## （取締役会規則）

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役規則による。

## （報酬等）

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

## （取締役の責任免除）

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

## （社外取締役の責任限定契約）

第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

## （員数）

第32条 当社の監査役は6名以内とする。

## （補欠監査役の予選の効力）

第33条 補欠監査役の予選の効力は当該選任のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度の定時株主総会開始の時までとする。

## （選任方法）

第34条 監査役は、株主総会において選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

## （任期）

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

## （常勤の監査役）

第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

## （監査役会の招集通知）

第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

## （監査役会の決議）

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

## （監査役会規則）

第39条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

## （報酬等）

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## （監査役の責任免除）

第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

## （社外監査役の責任限定契約）

第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

## 第6章 会計監査人

## （選任方法）

第43条 会計監査人は、株主総会において選任する。

## （任期）

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

## （報酬等）

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計 算

## （事業年度）

第46条 当社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

## （剰余金の配当等の決定機関）

第47条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

## （剰余金の配当の基準日）

第48条 当社の剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日とする。

## （中間配当）

第49条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し中間配当を行うことができる。

## （剰余金の配当の除斥期間）

第50条 配当財産が金銭である場合は、その支払の確定をした日から、3年を経過した時、当社はその支払の義務を免れるものとする。

未払の剰余金の配当及び中間配当には利息をつけない。

## 附 則

## （最初の事業年度）

第1条 当社の最初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、当社の設立の日から平成27年3月31日までとする。

## （最初の取締役および監査役の報酬等）

第2条 当社の最初の取締役に対する、当社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬等のうち金銭で支給するものの額（以下「当初金銭報酬」という。）は、第29条の規定にかかわらず、年額300百万円以内とする。（但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）

当社の最初の監査役に対する当初金銭報酬は、第40条の規定にかかわらず、年90百万円以内とする。

## （附則の削除）

本附則は、最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

制 定

平成26年10月1日

## 4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

### 1．株式移転比率

会社名	協同飼料	日本配合飼料
株式移転比率	0.88	1

#### (注) 1 株式の割当比率

協同飼料の普通株式1株に対して当社の普通株式0.88株を、日本配合飼料の普通株式1株に対して当社の普通株式1株をそれぞれ割当て交付いたします。なお、本株式移転により、両社の株主に交付しなければならない当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

上記株式移転比率は、協同飼料又は日本配合飼料の財産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合等においては、両社協議のうえ、変更することがあります。

#### 2 当社の単元株式数及び単元未満株式の取扱いについて

当社の単元株式数は、100株といたします。

なお、本株式移転により100株未満の当社の株式の割当てを受ける両社の株主ににつきましては、かかる割当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主は、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、自己の保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を当社から買い増すことも可能となります。

#### 3 当社が本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式197,327,735株

協同飼料の発行済株式総数103,995,636株（平成26年3月末時点）、日本配合飼料の発行済株式総数

110,337,998株（平成26年3月末時点）に基づいて算出しております。但し、協同飼料及び日本配合飼料

は、本株式移転の効力発生までに、現時点で保有している又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、平成26年3月末時点で両社の有する自己株式（協同飼料：5,061,562株、日本配合飼料：72,248株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。

なお、本株式移転効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、当社が交付する新株式数は変動することがあります。

### 2．株式移転比率の算定根拠等

#### (1)算定の基礎

本株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、協同飼料はEYトランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社（以下「EY TAS」といいます。）を、日本配合飼料はプライスウォーターハウスクーパース株式会社（以下「PwC」といいます。）を、それぞれ株式移転比率算定のための第三者算定機関として選定いたしました。協同飼料は、平成26年3月24日付で、株式移転比率に関する算定書（以下「算定書(1)」といいます。）を取得し、日本配合飼料は、平成26年3月24日付で、株式移転比率に関する算定書（以下「算定書(2)」といいます。）を取得いたしました。

EY TASは、協同飼料及び日本配合飼料が東京証券取引所第一部に上場しており、市場株価が存在していることから、両社の普通株式について市場株価法を、加えて、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映する目的からディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下、「DCF法」といいます。）を用いて本株式移転比率の算定を行いました。

上記の各評価手法に基づき算出した株式移転比率の範囲はそれぞれ以下のとおりです。（以下の株式移転比率の算定レンジは、日本配合飼料の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割り当てる場合に、協同飼料の普通株式1株に対して割り当てる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものであります。）

	採用手法	株式移転比率
1)	市場株価法	0.87～0.91
2)	DCF法	0.74～1.01



市場株価法による算定においては、EY TASは平成26年3月24日を基準日として、両社の経営統合に向けた検討開始について公表された翌営業日から基準日までの期間、当社の直近の業績予想修正公表の翌営業日以降から基準日までの期間、直近1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の期間における平均終値を用いて算定を行っております。

DCF法においては、EY TASは、協同飼料について、協同飼料が作成した平成26年3月期から平成29年3月期の財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。割引率は4.9%～5.3%を採用しており、継続価値の算定にあたっては長期成長率0%として算定しております。なお、算定の前提とした平成26年3月期から平成29年3月期の財務予測には、大幅な増益が見込まれる年度が含まれております。具体的には、平成26年3月期は数年にわたる配合飼料価格の高騰による配合飼料価格安定基金の財源不足に伴い第2四半期の補てん金不足額の一部を畜産生産者に対して特別対応を実施したことや債権管理基準の厳格化に伴い当期純損失となることが見込まれておりますが、平成27年3月期では平成26年3月期より実施した債権管理基準の厳格化による債権引当増加の影響は残るものの、上記特別対応の発生は見込まれていないことから当期純利益への転換を見込んでおります。平成28年3月期は、上記のような一過性損失の影響は解消し、従来より取り組んでいる飼料販売数量の拡大や仕入コストの増加分の販売価格への転嫁などの企業努力が業績に寄与し、大幅に当期純利益が回復すると見込んでおります。

一方、日本配合飼料について、日本配合飼料が作成した平成26年3月期から平成29年3月期の財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。割引率は5.0%～5.4%を採用しており、継続価値の算定にあたっては長期成長率0%として算定しております。算定の前提とした平成26年3月期から平成29年3月期の財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。なお、両社の財務予測には本経営統合によるシナジー効果は含めておりません。

なお、EY TASは、算定書(1)の提出及びその基礎となる分析の実施に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社の財務予測は、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。EY TASの算定書(1)は、平成26年3月24日現在までの上記情報等を反映したものであります。

他方、PwCは、協同飼料及び日本配合飼料が東京証券取引所第一部に上場しており、市場株価が存在していることから、両社の普通株式について市場株価基準方式を、加えて、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映する目的からディスカунテッド・キャッシュフロー方式（以下、「DCF方式」といいます。）を用いて本株式移転比率の算定を行いました。

上記の各評価手法に基づき算出した株式移転比率の範囲はそれぞれ以下のとおりです（以下の株式移転比率の算定レンジは、日本配合飼料の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割り当てる場合に、協同飼料の普通株式1株に対して割り当てる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものであります。）。

	採用手法	株式移転比率
1)	市場株価基準方式	0.87～0.90
2)	DCF方式	0.79～0.91

市場株価基準方式による算定においては、PwCは、平成26年3月24日を基準日として、最近における両社株式の市場取引状況を勘案のうえ、算定基準日の終値、算定基準日から遡る2週間、1ヶ月間及び3ヶ月間の株価終値平均及び出来高加重平均を採用しております。

DCF方式による算定においては、PwCは、協同飼料について、協同飼料が作成した平成26年3月期から平成29年3月期の財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。割引率は4.7%を採用しており、残存価値の算定にあたっては永久成長率0%として算定しております。なお、算定の前提とした平成26年3月期から平成29年3月期の財務予測には、大幅な増益が見込まれる年度が含まれております。具体的には、平成26年3月期は数年にわたる配合飼料価格の高騰による配合飼料価格安定基金の財源不足に伴い第2四半期の補てん金不足額の一部を畜産生産者に対して特別対応を実施したことや債権管理基準の厳格化に伴い当期純損失となることが見込まれておりますが、平成27年3月期では平成26年3月期より実施した債権管理基準の厳格化による債権引当増加の影響は残るものの、上記特別対応の発生は見込まれていないことから当期純利益への転換を見込んでおります。平成28年3月期は、上記のような一過性損失の影響は解消し、従来より取り組んでいる飼料販売数量の拡大や仕入コストの増加分の販売価格への転嫁などの企業努力が業績に寄与し、大幅に当期純利益が回復すると見込んでおります。一方、日本配合飼料について、日本配合飼料が作成した平成26年3月期から平成29年3月期の財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。割引率は4.7%を採用しており、残存価値の算定にあたっては永久成長率0%として算定しております。算定の前提とした平成26年3月期から平成29年3月期の財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。なお、両社の財務予測には本経営統合によるシナジー効果は含めておりません。

なお、PwCは、算定書(2)の提出及びその基礎となる分析の実施に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。PwCの算定書(2)は、平成26年3月24日現在までの情報と経済諸条件を反映したものであります。

#### (2)算定の経緯

上記のとおり、協同飼料及び日本配合飼料は、当該第三者算定機関による株式移転比率算定書の算定結果を参考に、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記株式移転比率がそれぞれの株主にとって妥当であるとの判断に至り合意いたしました。

#### (3)算定機関との関係

EY TAS及びPwCは、いずれも協同飼料及び日本配合飼料の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係は有していません。

#### (4)当社の上場申請等に関する取扱い

協同飼料及び日本配合飼料は、当社の株式について、東京証券取引所に新規上場申請を行う予定です。上場日は、平成26年10月1日を予定しております。また、協同飼料及び日本配合飼料は本株式移転により当社の完全子会社となりますので、当社の上場に先立ち、平成26年9月26日にそれぞれ東京証券取引所を上場廃止となる予定です。

なお、当社の上場日並びに協同飼料及び日本配合飼料の上場廃止日につきましては、東京証券取引所の各規則により決定されます。

## 5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

協同飼料及び日本配合飼料の普通株式の単元株式数は1,000株とされておりますが、当社の普通株式の単元株式数は100株となります。

## 6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

### 1．組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

#### (1)普通株式の買取請求権の行使の方法について

協同飼料又は日本配合飼料の株主が、その有する協同飼料又は日本配合飼料の普通株式につき、協同飼料又は日本配合飼料に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成26年6月27日開催予定の協同飼料又は日本配合飼料の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ協同飼料及び日本配合飼料に対し通知し、かつ上記株主総会において本株式移転に反対し、協同飼料及び日本配合飼料が、上記定時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

#### (2)議決権の行使方法について

##### 協同飼料

議決権の行使方法としては、平成26年6月27日開催予定の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は協同飼料の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権の行使を委任することができます。この場合、当該株主又は代理人は、当該株主総会に関する代理権を証明する書面を、協同飼料に提出する必要があります。）。また、定時株主総会に出席しない場合、当該株主が議決権行使書面に各議案の賛否を記載し、平成26年6月26日の午後5時までに到着するように協同飼料に送付することにより議決権を行使することができます。なお、議決権行使書面に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合、賛成の意思表示があったものとして取扱います。

##### 日本配合飼料

議決権の行使方法としては、平成26年6月27日開催予定の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は日本配合飼料の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権の行使を委任することができます。この場合、当該株主又は代理人は、当該株主総会に関する代理権を証明する書面を、日本配合飼料に提出する必要があります。）。また、定時株主総会に出席しない場合、当該株主が議決権行使書面に各議案の賛否を記載し、平成26年6月26日の日本配合飼料の営業時間終了時（午後6時）までに到着するように日本配合飼料に送付することにより議決権を行使することができます。なお、議決権行使書面に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合、賛成の意思表示があったものとして取扱います。

#### (3)組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、基準時における協同飼料及び日本配合飼料の株主名簿に記載又は記録された株主に割り当てられます。株主は、自己の協同飼料又は日本配合飼料の株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより当社の株式を受け取ることができます。

### 2．組織再編成対象会社の新株予約権に関する取扱い

該当事項はありません。

## 7【組織再編成に関する手続】

### 1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画書、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、協同飼料においては日本配合飼料の、日本配合飼料においては協同飼料の最終事業年度に係る計算書類等の内容、協同飼料においては日本配合飼料の、日本配合飼料においては協同飼料の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象、並びに協同飼料においては協同飼料の、日本配合飼料においては日本配合飼料の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を記載した書面を、協同飼料及び日本配合飼料の本店に平成26年6月12日よりそれぞれ備え置くこととします。

の書類は、平成26年3月25日開催の協同飼料及び日本配合飼料の取締役会において承認された本株式移転計画です。の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに本株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。の書類は、協同飼料及び日本配合飼料の平成26年3月期の計算書類等に関する書類です。の書類は、協同飼料においては日本配合飼料の、日本配合飼料においては協同飼料の平成26年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を説明した書類です。の書類は、協同飼料においては協同飼料の、日本配合飼料においては日本配合飼料の平成26年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、協同飼料及び日本配合飼料の本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記ないしに掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

### 2．株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

平成25年11月8日	経営統合の検討開始に関する覚書締結（両社）
平成26年3月25日	株式移転計画書作成・統合合意書締結承認取締役会（両社）
平成26年3月25日	株式移転計画書作成・統合合意書締結（両社）
平成26年3月31日	定時株主総会基準日（両社）
平成26年6月27日（予定）	株式移転計画承認定時株主総会（両社）
平成26年9月26日（予定）	東京証券取引所上場廃止日（両社）
平成26年10月1日（予定）	当社設立登記日（本株式移転効力発生日）
平成26年10月1日（予定）	当社株式上場日

但し、今後手続を進める中で、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両社協議のうえ、日程を変更する場合があります。

### 3．組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

協同飼料又は日本配合飼料の株主が、その有する協同飼料又は日本配合飼料の普通株式につき、協同飼料又は日本配合飼料に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、協同飼料又は日本配合飼料の平成26年6月27日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ協同飼料又は日本配合飼料に対し通知し、かつ上記定時株主総会において本株式移転に反対し、協同飼料及び日本配合飼料が上記定時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

## 第2【統合財務情報】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、当社の完全子会社となる協同飼料及び日本配合飼料の最近連結会計年度の主要な経営指標等は以下のとおりです。

## 主要な経営指標等の推移

決算期	協同飼料株式会社(連結)				
	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
売上高(百万円)	116,826	117,144	129,070	127,298	138,334
経常利益又は経常損失( ) (百万円)	1,692	1,484	204	1,579	504
当期純利益又は当期純損失( ) (百万円)	580	118	240	752	904
包括利益(百万円)	-	252	131	1,408	872
純資産額(百万円)	12,804	12,187	11,797	12,832	11,523
総資産額(百万円)	42,155	43,846	47,765	51,021	45,990
1株当たり純資産額(円)	128.72	123.33	119.38	129.84	116.45
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額( ) (円)	5.83	1.19	2.44	7.62	9.16
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	30.4	27.8	24.7	25.1	25.1
自己資本利益率(%)	4.6	0.9	2.0	6.1	7.4
株価収益率(倍)	20.6	-	-	14.8	-
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	4,583	960	1,852	258	172
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	489	1,676	1,439	1,154	71
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	4,186	600	545	1,647	503
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	527	411	1,416	1,652	910
従業員数(名)	513	540	561	563	569
[外、平均臨時雇用人員]	[294]	[291]	[429]	[402]	[365]

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、平成22年3月期及び平成25年3月期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、平成23年3月期、平成24年3月期及び平成26年3月期は当期純損失であり、また、潜在株式がないため記載しておりません。

3 平成23年3月期、平成24年3月期及び平成26年3月期の株価収益率については、当期純損失のため記載しておりません。

決算期	日本配合飼料株式会社(連結)				
	平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月
売上高(百万円)	102,591	95,742	90,035	86,580	92,761
経常利益(百万円)	1,078	717	1,753	461	1,690
当期純利益(百万円)	1,525	262	1,197	128	1,220
包括利益(百万円)	-	168	1,043	392	1,171
純資産額(百万円)	12,468	12,158	13,201	13,262	14,177
総資産額(百万円)	51,226	47,767	44,911	42,951	41,226
1株当たり純資産額(円)	109.48	108.05	117.56	118.22	126.50
1株当たり当期純利益金額(円)	15.98	2.38	10.86	1.17	11.07
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	23.6	24.9	28.9	30.4	33.8
自己資本利益率(%)	16.7	2.2	9.6	1.0	9.0
株価収益率(倍)	7.1	41.2	10.6	102.1	11.2
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	4,810	3,754	2,789	1,401	3,634
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,334	368	90	75	196
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	3,256	3,599	2,953	2,082	3,041
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	1,617	1,403	1,330	724	1,120
従業員数(名)	642	518	479	482	443
[外、平均臨時雇用者数]	[224]	[269]	[206]	[190]	[179]

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

### 第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

第二部〔組織再編成（公開買付け）に関する情報〕第2〔統合財務情報〕記載のとおりです。

#### 2【沿革】

平成26年3月25日 協同飼料及び日本配合飼料は、平成26年6月27日開催の定時株主総会の承認を前提として、両社取締役会において承認のうえ、「株式移転計画書」を作成

平成26年6月27日 両社がそれぞれ開催する定時株主総会において、共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社が当社の完全子会社となることについて決議（予定）

平成26年10月1日 協同飼料及び日本配合飼料が株式移転の方法により当社を設立（予定）  
当社の普通株式を東京証券取引所に上場（予定）  
なお、協同飼料及び日本配合飼料の沿革につきましては、両社の有価証券報告書（協同飼料においては平成25年6月27日提出（平成25年8月6日に訂正有価証券報告書を提出）、日本配合飼料においては平成25年6月27日提出）をご参照ください。

#### 3【事業の内容】

当社は配合飼料の生産、畜水産関連事業等を行う子会社等の経営指導及びこれらに付帯又は関連する一切の事業を行う予定です。

また、当社の完全子会社となる協同飼料及び日本配合飼料の事業の内容は以下のとおりです。

##### 協同飼料

協同飼料グループは協同飼料及び子会社13社、関連会社10社(平成26年3月31日現在)で構成され、配合飼料の製造・販売及び畜産物の仕入・生産・加工・販売を主な内容とし、これに関連する事業を展開しております。

協同飼料グループの事業に係わる位置づけ及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、セグメントと同一の区分であります。

##### 飼料事業

配合飼料の製造等…… 当社が製造するほか、連結子会社の門司飼料(株)、関連会社の苫小牧飼料(株)、東北飼料(株)、八代飼料(株)、志布志飼料(株)及びその他の飼料製造業者に製造を委託しております。  
また当社は、関連会社の門司港サイロ(株)に配合飼料の原料を寄託しております。

配合飼料の販売等…… 当社が直接又は連結子会社の岩手協同飼料販売(株)、鹿島協販(株)、東海協販(株)、北九州協同飼料販売(株)、南九州協同飼料販売(株)、四国協販(株)、関連会社の(株)北海道サンフーズ、道北協同飼料販売(株)及びその他特約店等を通して、一般得意先あるいは連結子会社の(株)東白川ファーム、関連会社の(株)美保野ポーク、(有)協同畜産経営センターに配合飼料の販売を行っております。

##### 畜産物事業

畜産物の仕入…… 当社が一般生産者から畜産物を仕入れるほか、連結子会社の(株)東白川ファーム、関連会社の(有)協同畜産経営センターから畜産物を仕入れております。

畜産物の加工・販売… 連結子会社のゴールドエッグ(株)、(株)横浜ミートセンター、(株)横浜ミート、三河畜産工業(株)、(株)奥三河どりは、畜産物の集荷・加工・販売を行っており、当社は仕入れた畜産物を一般得意先のほかこれらの会社に販売しております。

畜産物の生産・販売… 連結子会社の(株)東白川ファーム、関連会社の(株)美保野ポーク、(有)協同畜産経営センターは、肉豚の生産・販売を行っております。

## 日本配合飼料

日本配合飼料グループは日本配合飼料及びその他の関係会社1社、子会社16社（すべて連結子会社）及び関連会社12社で構成されております。飼料事業として配合飼料の製造・販売、畜産事業として鶏卵の生産・販売や豚などの飼育・販売及び食肉・加工品の販売、その他の事業活動を展開しております。

日本配合飼料グループの事業に係る位置づけ及びセグメントとの関連は次のとおりであります。なお、セグメントと同一の区分であります。

飼料事業..... 製品については、日本配合飼料が製造・販売するほか、子会社東北飼料(株)、関連会社釧路飼料(株)、苫小牧飼料(株)、仙台飼料(株)、鹿島飼料(株)、平成飼料(株)、志布志飼料(株)が受託製造しております。原料の一部(プレミックス)は子会社ニュートリテック(株)が受託製造しております。製品の一部は子会社フィードグローブ(株)が販売しております。  
 なお、その他の関係会社三井物産(株)からは、原料を購入し同社に対し製品を販売しております。  
 関連会社マルイ飼料(株)とは、配合飼料の製造に関し業務提携しております。

## 畜産事業

畜産飼育関連..... 子会社(株)秋田ファーム、(株)栗駒ファーム、(株)金成ファーム、(株)南部ファーム、(株)第一原種農場、(株)南九州畜産センター、関連会社(株)小美玉ファームが豚の生産・販売を行っております。  
 また、子会社(株)第一ポトリファーム、(有)グリーンファームソーゴ、関連会社(株)栗駒ポトリが鶏卵の生産・販売を行うほか、子会社(株)白樺ファーム、関連会社(有)東北グロウイングが雛の生産・販売を行っております。

畜産物販売関連... 子会社ニッパイフード東北(株)、東日本マジックパール(株)、西日本マジックパール(株)が日本配合飼料の配合飼料により生産された生産物の加工・販売を行っております。

その他..... 子会社南洋漁業(株)が日本配合飼料の配合飼料による海水魚の養殖事業を、関連会社極洋日配マリン(株)が種苗の生産及び販売並びに養殖事業を行っております。

## 4【関係会社の状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる協同飼料及び日本配合飼料それぞれの関係会社の状況につきましては、前記第二部〔組織再編成（公開買付け）に関する情報〕記載の「2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団との関係 提出会社の企業集団の概要」をご参照ください。



## 5【従業員の状況】

## (1)当社の状況

当社は新設会社ですので、未定です。

## (2)連結会社の状況

当社の完全子会社となる協同飼料及び日本配合飼料の平成26年3月31日現在の従業員の状況は以下のとおりです。

## 協同飼料

## 連結の状況

平成26年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数
飼料事業	314名 〔 7名 〕
畜産物事業	218名 〔 358名 〕
全社(共通)	37名 〔 名 〕
合計	569名 〔 365名 〕

- (注) 1 従業員数は就業人員でありあります。  
2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間の平均雇用人員であります。

## 単体の状況

平成26年3月31日現在

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
285名	40歳3ヶ月	14年10ヶ月	5,739千円

セグメントの名称	従業員数
飼料事業	233名
畜産物事業	15名
全社(共通)	37名
合計	285名

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。(再雇用嘱託社員及び契約社員を含み、出向者は含めておりません。)  
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

## 日本配合飼料

## 連結の状況

平成26年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
飼料事業	226 (39)
畜産事業	157 (132)
報告セグメント計	383 (171)
その他	23 (5)
全社(共通)	37 (3)
合計	443 (179)

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。  
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

## 単体の状況

平成26年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
248 (42)	35.7	12.8	5,701,762

セグメントの名称	従業員数(名)
飼料事業	178 (30)
畜産事業	16 (6)
報告セグメント計	194 (36)
その他	17 (3)
全社(共通)	37 (3)
合計	248 (42)

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。  
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。  
3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

## (3)労働組合の状況

## 当社

当社は新設会社であるため、未定です。

## 連結会社の状況

当社の完全子会社となる協同飼料及び日本配合飼料の労働組合の状況は以下のとおりです。

協同飼料

協同飼料の労働組合は協同飼料労働組合と称し、組合員数は144名(平成26年3月31日現在)であります。

また、上部団体には属しておらず、労使関係については相互の信頼と理解に基づき良好であります。

なお、連結子会社におきましては、労働組合は結成されておられません。

日本配合飼料

日本配合飼料の労働組合は、日本配合飼料労働組合と称し、上部団体には属さず労働組合結成以来健全な発展をしております。

また、労使関係は極めて円満で相互協力のもと社業発展に努めております。

なお、平成26年3月31日現在の組合員数は176名であります。

連結子会社におきましては労働組合は結成されておられません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる協同飼料及び日本配合飼料の業績等の概要については、両社の有価証券報告書（協同飼料においては平成25年6月27日提出（平成25年8月6日に訂正有価証券報告書を提出）、日本配合飼料においては平成25年6月27日提出）並びに四半期報告書（協同飼料においては平成25年8月13日、平成25年11月13日及び平成26年2月13日提出、日本配合飼料においては平成25年8月13日、平成25年11月13日及び平成26年2月13日提出）をご参照ください。

### 2【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる協同飼料及び日本配合飼料の生産、受注及び販売の状況については、両社の有価証券報告書（協同飼料においては平成25年6月27日提出（平成25年8月6日に訂正有価証券報告書を提出）、日本配合飼料においては平成25年6月27日提出）並びに四半期報告書（協同飼料においては平成25年8月13日、平成25年11月13日及び平成26年2月13日提出、日本配合飼料においては平成25年8月13日、平成25年11月13日及び平成26年2月13日提出）をご参照ください。

### 3【対処すべき課題】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる協同飼料及び日本配合飼料の対処すべき課題については、両社の有価証券報告書（協同飼料においては平成25年6月27日提出（平成25年8月6日に訂正有価証券報告書を提出）、日本配合飼料においては平成25年6月27日提出）並びに四半期報告書（協同飼料においては平成25年8月13日、平成25年11月13日及び平成26年2月13日提出、日本配合飼料においては平成25年8月13日、平成25年11月13日及び平成26年2月13日提出）をご参照ください。

### 4【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、下記1.のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転により協同飼料及び日本配合飼料の親会社となるため、事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは下記2.及び3.のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれていますが、当該事項は別段の記載がない限り本届出書提出日現在において判断したものであります。

#### 1. 経営統合に関するリスク

当社の設立は平成26年10月1日を目指しており、現在経営統合に向けた準備を協同飼料及び日本配合飼料で進めておりますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・ 定時株主総会で承認が得られないリスク
- ・ 何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更となるリスク
- ・ 経済情勢の急激な変化、金融市場の混乱等により予定通りに経営統合が進まないリスク
- ・ 経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

## 2. 協同飼料のリスク

### (1) 経営環境等の外部要因に関するリスク

#### 社会情勢の影響によるリスク

食品の安全性に対し消費者を中心として社会的な関心が非常に高まってきており、豚流行性下痢（PED）や口蹄疫、鳥インフルエンザなどの大規模な家畜伝染病の発生に伴い該当する畜産物の消費が落ち込み、あるいは相場が低下することにより、協同飼料グループの配合飼料の顧客である畜産生産者の経営環境が悪化し、ひいては協同飼料グループにおける配合飼料販売の停滞又は売上債権の回収困難を来す可能性があります。

また、こうした安全性志向により法令等の新たな制定や改正が行われ、協同飼料グループにとって生産コストアップや収益性の低下等に繋がる可能性があります。

#### 畜産物相場変動のリスク

畜産物相場は基本的に需給関係を反映して変動し、生産コストと直接的には関係なく騰落します。

従って、畜産生産者にとっては生産コストを下回る収入となることもあり得ますので、その際には、協同飼料グループによる売上債権の回収困難を来す可能性があります。

#### 原料相場変動のリスク

配合飼料の原料には、とうもろこし、マイロ（こうりゃん）、大豆粕など、直接間接に輸入される品目が多く使用されています。これらの購入価格は米国のシカゴ穀物相場を基準としており、主産地である米国の気象条件そのほかの要因により日々変動します。加えて、産地から日本までの輸送コストも、船運賃ほかの要因により変動します。更に、外国為替相場の変動により円ベースでの原料価格は変動します。

従って、これらの要因により配合飼料の原料コストが刻々と変動する一方、配合飼料製品の販売価格は3ヶ月ごとの見直しが慣例となっているので、これに対応すべく、穀物相場、船運賃及び為替相場の先物予約等を実施しておりますが、急激かつ予想しがたい相場変動が発生した場合には企業収益に大きな影響を蒙る可能性があります。

#### 配合飼料業界が直面する課題に伴うリスク

配合飼料業界特有の制度として配合飼料価格安定基金制度があり、配合飼料製造業者と畜産生産者が基金を積み立てておき、配合飼料製品の値上げが行われた際に畜産生産者へ補てんを行うことにより、値上げによる畜産経営への負担を軽減し、わが国畜産生産の安定に資することを目的としております。この制度による補てんが多額となり基金が枯渇する場合は、配合飼料製造業者による基金の積増し又は金融機関からの借入れに対する保証を行うことがあり、その場合は利益の減少又は保証債務の増加を招く可能性があります。

#### 貿易政策変更のリスク

協同飼料グループの主力事業は飼料事業、畜産物事業であり、TPP（環太平洋経済連携協定）等の進捗に伴い国内の農業政策が変更された場合など業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 経営資源等の内部要因に関するリスク

#### グループ会社の有する重要事項等によるリスク

ア．協同飼料グループを構成する各社の運営状況には常に注意を払っており、いずれもグループ会社としての役割を果たしていますが、経営環境の悪化等により業績改善の見通しが立たない際には整理統合することがあり、その場合には関係会社整理損失が発生する可能性があります。

イ．協同飼料グループには農場運営会社が含まれており、家畜の飼養に際し生じる排泄物については、浄化施設を設置して法令等に適合する様に浄化処理しておりますが、万一予測しがたい事故、施設故障等が発生し必要な浄化が困難となった場合は、協同飼料が施設整備資金の貸付などの支援を行う必要が生じる可能性があります。

ウ．協同飼料グループには畜産物の処理加工会社が含まれており、多種多様な畜産物（食肉・鶏卵）、加工食品の仕入、処理加工並びに販売業務を行っております。これらの業務遂行に際しては、商品の品質並びに事業場の安全衛生を維持するために必要な設備を設置し従業員の教育訓練を実施しておりますが、不測の要因により、商品の内容等に問題が生じる可能性があります。

#### 偶発債務の存在によるリスク

協同飼料グループは、取引先の金融機関等からの債務に対し債務保証を行っておりますが、被保証先企業自身による返済が不能となった場合には、協同飼料グループが代位弁済を行う必要が生じる可能性があります。

#### 飼料製造工場におけるリスク

ア．協同飼料グループの飼料事業部門には飼料製造工場が含まれております。各工場とも必要とされる防災施設を設置しているほか、自衛消防隊を組織し防火訓練を実施するなど、工場災害の未然防止に万全を期しておりますが、想定外の原因により、粉塵爆発等の事故が発生することがあり、その規模によっては復旧までの間製造が行えなくなる可能性があります。

イ．大規模地震により建物及び機械設備が倒壊する可能性があるほか、協同飼料グループの飼料製造工場は沿岸部に位置しているため、津波による建物及び機械設備の水没あるいは損壊等により、復旧までの間製造不能となる可能性があります。

ウ．飼料製造工場では様々な種類の原料を使用し、多種類の飼料製品を製造しております。これら原料・製品の品質は、品質保証部が中心となり「飼料安全法（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律）」その他の法令及び社内規程に則って厳しく管理されておりますが、不測の要因により、製品の内容等に問題が生じ、回収費用等のコスト発生など損害を蒙る可能性があります。

#### コンピューター・システムダウンによるリスク

協同飼料ではイントラネットを設置し、会計ほか多くの業務をコンピューターにより処理しております。その基幹施設は本社（神奈川県横浜市西区）に設置され、専任部署によって維持管理が行われております。不慮の災害に備え、データの専門施設での保管、バックアップ用施設の設置などの対策を講じておりますが、災害の規模によってはシステムダウンの状態が継続し業務が停滞する可能性があります。

#### 資金調達についてのリスク

協同飼料は、機動的な資金調達を行うため、金融機関との間でコミットメントライン（融資枠）契約を締結しています。当該契約には一定の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合には、協同飼料の資金調達に影響を及ぼす可能性があります。

#### 有価証券等の価格下落によるリスク

ア．協同飼料グループは様々な企業の有価証券を保有しておりますが、株式市場の相場下落などにより、これら有価証券の価格が低下し、評価損失が発生する可能性があります。

イ．協同飼料グループは土地・建物等の固定資産を保有しておりますが、市場価値の下落等により評価損失を計上する可能性があります。

### 3. 日本配合飼料のリスク

#### (1) 原料仕入価格の変動

日本配合飼料グループにて製造する主な製品の主原料(とうもろこしなど)の多くは、米国からの調達に頼っているため原料の仕入価格は米国の輸入穀物市場と密接な関係があります。このため、産地での天候不順による収穫量の減少、また先物相場における投機の過熱などは、原料価格に大幅な価格変動を与える要因となる可能性があります。

このような輸入穀物市場の著しい価格上昇があった場合には、仕入価格の上昇によって日本配合飼料グループの経営成績は悪影響を受ける可能性があります。

#### (2) 為替レートの変動

日本配合飼料グループの事業では、為替レートの変動の影響を受けます。

日本配合飼料グループの製品は、とうもろこしなどの主要な原料を海外からの調達に頼っており、為替レートの上昇は、調達コストを押し上げ業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

日本配合飼料グループは、仕入コストの急激な変動を回避する目的で為替予約を行い、為替レートの急激な変動を最小限にとどめる努力をしておりますが、中長期的な為替レートの変動により、計画された調達が実行できない可能性があり、日本配合飼料グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (3) 畜水産物相場

日本配合飼料グループは、連結子会社、関連会社に鶏卵、肉豚、養殖魚の生産会社を有しております。

生産物販売が市場相場に大幅な影響を受けることから、市場相場が大幅に低下した場合には、売上高、利益に悪影響を受ける可能性があります。

また、日本配合飼料グループの主要な事業である、配合飼料生産、販売において、その消費先は畜水産物生産者であるため、その生産物の市場相場が大幅に低下した場合には、配合飼料の消費先の経営状況悪化により、債権回収に問題が発生することや、債務保証などに対する保証債務の履行などを求められる可能性があります。

#### (4) 配合飼料価格安定対策事業

日本配合飼料は、配合飼料製造業者として、畜産経営者の経営安定に寄与する事業である配合飼料価格安定対策事業に携わっております。同事業において、日本配合飼料が積立てるべき飼料価格安定基金負担金の動向によっては、日本配合飼料グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) 畜水産物生産会社における疾病

日本配合飼料グループは、連結子会社、関連会社に鶏卵、肉豚、養殖魚の生産会社を有しております。

各社での防疫体制には万全を期しておりますが、鳥インフルエンザやコイヘルペスのような疾病発生により、生産物の大量廃棄や販売停止を余儀なくされる可能性があり、経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、日本配合飼料グループの主要な事業である、配合飼料生産、販売において、その消費先は畜水産物生産者であるため、配合飼料の消費先において疾病が発生した場合には、配合飼料生産、販売に悪影響を及ぼす可能性があるとともに、配合飼料の消費先の経営状況悪化により、債権回収に問題が発生することや、債務保証などに対する保証債務の履行などを求められる可能性があります。

#### (6) 公的規制

畜水産業界を取巻く環境は、牛海綿状脳症発生などにより、食の安全、安心についての法制度の見直しが進められております。このような状況下、生産コストの上昇を伴う法令などの改正も予想され、その場合には経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (7)退職給付債務

日本配合飼料グループは、従業員の退職に関して、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。退職給付費用及び債務は、割引率など数理計算上で設定される前提条件や年金資産の時価や期待運用収益率に基づいて算出されるため、設定された前提条件と実際の結果が異なった場合や変更された場合には、日本配合飼料グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (8)貿易政策変更のリスク

日本配合飼料グループの中核となる事業は飼料事業であり、TPP（環太平洋経済連携協定）などの進捗に伴い農業政策が変更された場合など飼料事業を取巻く環境の変化が、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### 5【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる協同飼料及び日本配合飼料の経営上の重要な契約等については、両社の有価証券報告書（協同飼料においては平成25年6月27日提出（平成25年8月6日に訂正有価証券報告書を提出）、日本配合飼料においては平成25年6月27日提出）並びに四半期報告書（協同飼料においては平成25年8月13日、平成25年11月13日及び平成26年2月13日提出、日本配合飼料においては平成25年8月13日、平成25年11月13日及び平成26年2月13日提出）をご参照ください。

また、本株式移転の目的、本株式移転に係る株式移転計画の内容、本株式移転の条件等につきましては、前記「第二部 [ 組織再編成（公開買付け）に関する情報 ] 第1 [ 組織再編成（公開買付け）の概要 ] 」をご参照ください。

### 6【研究開発活動】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる協同飼料及び日本配合飼料の研究開発活動については、両社の有価証券報告書（協同飼料においては平成25年6月27日提出（平成25年8月6日に訂正有価証券報告書を提出）、日本配合飼料においては平成25年6月27日提出）並びに四半期報告書（協同飼料においては平成25年8月13日、平成25年11月13日及び平成26年2月13日提出、日本配合飼料においては平成25年8月13日、平成25年11月13日及び平成26年2月13日提出）をご参照ください。

### 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる協同飼料及び日本配合飼料の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、両社の有価証券報告書（協同飼料においては平成25年6月27日提出（平成25年8月6日に訂正有価証券報告書を提出）、日本配合飼料においては平成25年6月27日提出）並びに四半期報告書（協同飼料においては平成25年8月13日、平成25年11月13日及び平成26年2月13日提出、日本配合飼料においては平成25年8月13日、平成25年11月13日及び平成26年2月13日提出）をご参照ください。



## 第3【設備の状況】

### 1【設備投資等の概要】

#### (1)当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

#### (2)連結子会社

当社の完全子会社となる協同飼料及び日本配合飼料の設備投資等の概要については、両社の有価証券報告書（協同飼料においては平成25年6月27日提出（平成25年8月6日に訂正有価証券報告書を提出）、日本配合飼料においては平成25年6月27日提出）並びに四半期報告書（協同飼料においては平成25年8月13日、平成25年11月13日及び平成26年2月13日提出、日本配合飼料においては平成25年8月13日、平成25年11月13日及び平成26年2月13日提出）をご参照ください。

### 2【主な設備の状況】

#### (1)当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

#### (2)連結子会社

当社の完全子会社となる協同飼料及び日本配合飼料の主な設備の状況については、協同飼料及び日本配合飼料の有価証券報告書（協同飼料においては平成25年6月27日提出（平成25年8月6日に訂正有価証券報告書を提出）、日本配合飼料においては平成25年6月27日提出）並びに四半期報告書（協同飼料においては平成25年8月13日、平成25年11月13日及び平成26年2月13日提出、日本配合飼料においては平成25年8月13日、平成25年11月13日及び平成26年2月13日提出）をご参照ください。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

#### (1)当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

#### (2)連結子会社

当社の完全子会社となる協同飼料及び日本配合飼料の設備の新設、除却等の計画については、両社の有価証券報告書（協同飼料においては平成25年6月27日提出（平成25年8月6日に訂正有価証券報告書を提出）、日本配合飼料においては平成25年6月27日提出）並びに四半期報告書（協同飼料においては平成25年8月13日、平成25年11月13日及び平成26年2月13日提出、日本配合飼料においては平成25年8月13日、平成25年11月13日及び平成26年2月13日提出）をご参照ください。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

平成26年10月1日時点の当社の状況は以下のとおりとなる予定です。

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

##### 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	197,327,735	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株となります。
計	197,327,735		

(注) 平成26年3月31日時点における協同飼料の発行済株式総数103,995,636株及び日本配合飼料の発行済株式総数110,337,998株に基づいて算出しております。ただし、両社は、本株式移転の効力発生までに、現時点で保有している又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、平成26年3月31日時点で両社の有する自己株式（協同飼料：5,061,562株、日本配合飼料：72,248株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、当社が交付する新株式数は変動することがあります。

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成26年10月1日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高(百万円)
平成26年10月1日	197,327,735	197,327,735	10,000	10,000	2,500	2,500

(注) 平成26年3月31日時点における協同飼料の発行済株式総数103,995,636株及び日本配合飼料の発行済株式総数110,337,998株に基づいて算出しております。ただし、両社は、本株式移転の効力発生までに、現時点で保有している又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、平成26年3月31日時点で両社の有する自己株式（協同飼料：5,061,562株、日本配合飼料：72,248株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、当社が交付する新株式数は変動することがあります。

## (5)【所有者別状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において当社株式の所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる協同飼料及び日本配合飼料の平成26年3月31日現在の所有者別状況は、以下のとおりです。

## 協同飼料

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		31	32	122	46	8	5,825	6,064	
所有株式数(単元)		34,398	1,146	28,270	3,364	48	36,621	103,847	148,636
所有株式数の割合(%)		33.12	1.10	27.22	3.25	0.05	35.26	100.00	

(注) 1 自己株式5,061,562株は、「個人その他」に5,061単元、「単元未満株式の状況」に562株含まれておりません。

2 上記「その他の法人」には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が2単元含まれております。

## 日本配合飼料

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		32	41	175	50	4	9,621	9,923	
所有株式数(単元)		14,510	2,629	54,837	2,765	8	35,406	110,155	182,998
所有株式数の割合(%)		13.17	2.39	49.78	2.51	0.01	32.14	100.00	

(注) 自己株式72,248株は、「個人その他」に72単元、「単元未満株式の状況」に248株含めて記載しております。

## (6)【議決権の状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において当社株式の所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる協同飼料及び日本配合飼料の平成26年3月31日現在の議決権の状況は、以下のとおりです。

## 【発行済株式】

## 協同飼料

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,061,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 98,786,000	98,786	
単元未満株式	普通株式 148,636		
発行済株式総数	103,995,636		
総株主の議決権		98,786	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権の数2個)含まれております。

## 日本配合飼料

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 72,000		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式 1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 110,083,000	110,083	同上
単元未満株式	普通株式 182,998		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	110,337,998		
総株主の議決権		110,083	

(注) 1 「単元未満株式」には日本配合飼料所有の自己株式248株が含まれております。

2 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、全て日本配合飼料保有の自己株式であります。

## 【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生時点において、当社の自己株式を保有していません。

なお、当社の完全子会社となる協同飼料及び日本配合飼料の平成26年3月31日現在の自己株式については、以下のとおりです。

## 協同飼料

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 協同飼料株式会社	横浜市西区高島二丁目 5番12号	5,061,000		5,061,000	4.87
計		5,061,000		5,061,000	4.87

## 日本配合飼料

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 日本配合飼料株式会社	横浜市神奈川区守屋町 三丁目9番地13	72,000		72,000	0.1
計		72,000		72,000	0.1

## (7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

## 【株式の種類等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

## (1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

## (2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

## (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

## (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

### 3【配当政策】

当社は新設会社ですので、配当政策につきましては未定であります。

当社の剰余金の配当につきましては、毎年3月31日を基準日として期末配当を行うことができる旨及び毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定める予定です。

### 4【株価の推移】

当社は新設会社ですので、株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となる協同飼料及び日本配合飼料の株価の推移は以下のとおりです。

#### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

##### 協同飼料

回次	第65期	第66期	第67期	第68期	第69期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
最高(円)	140	125	106	145	132
最低(円)	99	76	82	78	100

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

##### 日本配合飼料

回次	第122期	第123期	第124期	第125期	第126期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
最高(円)	135	131	124	168	142
最低(円)	91	67	84	89	109

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

#### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

##### 協同飼料

月次	平成25年 12月	平成26年 1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	115	120	113	115	114	109
最低(円)	107	110	103	106	106	98

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

##### 日本配合飼料

月次	平成25年 12月	平成26年 1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	127	131	131	128	128	124
最低(円)	117	118	109	121	122	111

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 5【役員の状況】

就任予定の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1)所有する協同飼料の株式数 (2)所有する日本配合飼料の株式数 (3)割当てられる当社の株式数
代表取締役 会長		弦巻 恒三	昭和25年 2月20日生	昭和47年4月 協同飼料(株)入社 平成10年10月 同社業務部長 平成15年4月 同社執行役員 平成15年6月 同社取締役執行役員 平成17年4月 同社常務取締役常務執行役員 平成18年4月 同社専務取締役専務執行役員 平成21年6月 同社専務取締役 平成23年6月 同社取締役専務執行役員 平成25年4月 同社代表取締役社長（現）	(注3)	(1) 53,738株 (2) -株 (3) 47,289株
代表取締役 社長		山内 孝史	昭和30年 7月20日生	昭和55年4月 三井物産(株)入社 平成18年4月 同社食料・リテール本部飼料畜産部長 平成20年3月 同社食料・リテール本部食料・リテール業務部長 平成21年4月 同社食料・リテール副本部長 平成24年4月 同社食品事業副本部長 平成24年6月 日本配合飼料(株)代表取締役社長（現） 重要な兼職の状況 協同組合日本飼料工業会会長	(注3)	(1) -株 (2) 20,986株 (3) 20,986株
取締役		酒井 透	昭和8年 7月12日生	昭和28年5月 協同飼料(株)入社 昭和47年3月 同社神戸工場長 昭和52年6月 同社取締役 昭和59年6月 同社常務取締役 昭和62年6月 同社取締役副社長 平成5年6月 同社取締役社長 平成15年6月 同社取締役会長 平成18年6月 同社相談役 平成23年6月 同社代表取締役相談役 平成24年6月 同社代表取締役会長(現)	(注3)	(1) 154,554株 (2) -株 (3) 136,007株
取締役		野口 隆	昭和31年 6月24日生	昭和54年4月 ㈱横浜銀行入行 平成12年5月 同行上大岡支店長 平成18年4月 同行執行役員 平成22年4月 同行常務執行役員 平成23年6月 同行取締役常務執行役員 平成24年5月 協同飼料(株)顧問 平成24年6月 同社取締役専務執行役員(現)	(注3)	(1) 58,121株 (2) -株 (3) 51,146株
取締役		齋藤 俊史	昭和32年 12月6日生	昭和56年4月 日本配合飼料(株)入社 平成21年4月 同社執行役員、関東支社長兼関東支社営業部長 平成22年6月 同社取締役、関東支社長兼関東支社営業部長 平成23年4月 同社取締役、飼料事業本部副本部長 平成24年1月 同社常務取締役、飼料事業本部副本部長 平成24年4月 同社常務取締役、飼料事業本部副本部長兼原料部長 平成24年7月 同社常務取締役、飼料事業本部副本部長 平成25年4月 同社常務取締役、生産事業本部長(現)	(注3)	(1) 株 (2) 35,256株 (3) 35,256株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1)所有する協同飼料の株式数 (2)所有する日本配合飼料の株式数 (3)割当てられる当社の株式数
取締役		畠中 直樹	昭和33年 5月13日生	昭和56年4月 日本配合飼料㈱入社 平成22年4月 同社執行役員、中部・西日本支社長兼畜産営業部長 平成23年4月 同社執行役員、飼料事業本部畜産飼料部長 平成24年6月 同社取締役、飼料事業本部畜産飼料部長 平成25年4月 同社常務取締役、飼料事業本部長兼畜産飼料部長 平成25年7月 同社常務取締役、飼料事業本部長(現)	(注3)	(1) - 株 (2) 6,755株 (3) 6,755株
取締役		岡田 康彦	昭和18年 6月1日生	昭和41年4月 大蔵省入省 平成5年7月 同省大臣官房金融検査部長 平成6年7月 東京国税局長 平成7年5月 証券取引等監視委員会事務局長 平成11年7月 環境事務次官 平成15年6月 社団法人全国労働金庫協会理事 平成24年6月 協同飼料㈱社外取締役(現) 重要な兼職の状況 弁護士法人北浜法律事務所代表社員 国際石油開発帝石㈱社外取締役	(注3)	(1) - 株 (2) - 株 (3) - 株
取締役		遠藤 陽一郎	昭和40年 5月25日生	昭和63年4月 三井物産㈱入社 平成3年4月 Orien Ventures, Inc. (在コネチカット州Westport) Vice President 平成5年6月 Mitsui & Co. (U.S.A.), Inc. NYHQ Investment Manager, Corporate Planning Dept. 平成8年7月 同社General Manager, Corporate Development Dept. 平成13年4月 Mitsui & Co. Venture Partners, Inc. CEO & Managing Partner 平成16年7月 三井物産㈱企業投資開発部投資 事業室長 平成19年10月 三井物産企業投資㈱代表取締役 社長 平成23年8月 三井物産㈱食料・リテール本部 事業開発部事業開発室長、部長 補佐 平成26年4月 同社食糧本部穀物事業第一部長 補佐兼食品事業本部事業開発 部海外流通・食品事業室(現)	(注3)	(1) - 株 (2) - 株 (3) - 株
常勤監査役		白杵 静雄	昭和26年 11月4日生	昭和50年4月 日本配合飼料㈱入社 平成18年4月 同社執行役員、経理部長 平成19年7月 同社執行役員、経理部長兼情報 システム部長 平成20年6月 同社取締役、経理部長兼情報シ ステム部長 平成22年10月 同社取締役、経理部・情報シス テム部統括補佐兼情報システム 部長 平成23年4月 同社取締役、管理本部長兼情報 システム部長 平成23年4月 同社常務取締役、管理本部長兼 情報システム部長 平成24年4月 同社代表取締役常務、管理本部 長兼情報システム部長 平成24年7月 同社代表取締役常務、管理本部 長 平成25年4月 同社代表取締役常務(現)	(注4)	(1) - 株 (2) 39,827株 (3) 39,827株



役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1)所有する協同飼料の株式数 (2)所有する日本配合飼料の株式数 (3)割当てられる当社の株式数
常勤監査役		熊谷 和彦	昭和27年 4月24日生	昭和51年4月 協同飼料(株)入社 平成12年4月 同社業務部長 平成15年10月 同社取締役 平成18年4月 同社常務取締役 平成23年3月 辞任により退任 平成25年6月 同社常勤監査役(現)	(注4)	(1) 42,000株 (2) - 株 (3) 36,960株
常勤監査役		吉村 博美	昭和29年 7月20日生	昭和52年4月 農林中央金庫入庫 平成17年3月 同庫資産サポート部長 平成20年6月 (株)三幸社代表取締役常務 平成23年8月 同社常務取締役 平成24年6月 協同飼料(株)常勤監査役(現)	(注4)	(1) 4,249株 (2) - 株 (3) 3,739株
非常勤監査役		椿 勲	昭和23年 1月25日生	昭和53年9月 公認会計士登録 椿公認会計士事務所登録、同代表(現) 昭和61年9月 監査法人サンワ事務所社員 昭和61年10月 合併によりサンワ・等松青木監査法人 (現：有限責任監査法人トーマツ)社員 平成5年5月 監査法人トーマツ(現：有限責任監査法人トーマツ)代表社員 平成10年2月 税理士登録 平成11年6月 (株)椿総合研究所設立、同社代表取締役(現) 平成18年6月 日本配合飼料(株)監査役 平成24年6月 同社監査役(現)	(注4)	(1) - 株 (2) - 株 (3) - 株

- (注) 1 取締役のうち、岡田康彦及び遠藤陽一郎の両氏は社外取締役であります。
- 2 監査役のうち、吉村博美及び椿 勲の両氏は社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、平成26年10月1日である当社の設立日より、平成27年3月期に係る定時株主総会の終結の時までとなっております。
- 4 監査役の任期は、平成26年10月1日である当社の設立日より、平成30年3月期に係る定時株主総会の終結の時までとなっております。
- 5 所有する協同飼料の株式数又は日本配合飼料の株式数は平成26年3月31日現在の所有状況に基づき記載しております。また、割当てられる当社の株式数は当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して作成しております。よって、実際に当社の設立日の直前までに、所有する株式数及び当社の交付する株式数は変動することがあります。
- 6 役名は本届出書提出日現在において決定している役職名を記載しております。

## 6【コーポレートガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレートガバナンスの状況】

#### 会社の機関

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置いたします。なお、会計監査人は有限責任監査法人トーマツを予定しております。

#### 役員報酬

当社は、取締役及び監査役の報酬は株主総会決議によって定めるものとします。ただし、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの当社の取締役の報酬等のうち金銭で支給する者の額は年額300百万円以内、監査役等のうち金銭で支給する者の額は年額90百万円以内とする旨を定款の附則で定める予定であります。

#### 取締役の員数

当社の取締役は、12名以内とする旨を定款で定める予定であります。株主総会における取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款で定める予定であります。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款で定める予定であります。なお、設立時の社外取締役は2名を予定しております。

#### 取締役の責任免除

当社は、取締役の責任を合理的な範囲にとどめるために、定款において、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定める予定であります。また、定款において、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約（ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。）を締結することができる旨を定める予定であります。

#### 監査役の員数

当社の監査役は、6名以内とする旨を定款で定める予定であります。株主総会における監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款で定める予定であります。なお、設立時の社外監査役は2名を予定しております。

#### 監査役の責任免除

当社は、監査役の責任を合理的な範囲にとどめるために、定款において、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定める予定であります。また、定款において、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約（ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。）を締結することができる旨を定める予定であります。

#### 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

##### ア 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定める予定であります。

##### イ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元の実施を目的として、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定める予定であります。

#### 社外取締役及び社外監査役との関係

社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係等の特別な利害関係はありません。

#### その他の事項

その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定です。

### (2)【監査報酬の内容等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

当社の完全子会社となる協同飼料及び日本配合飼料の経理の状況については、両社の有価証券報告書（協同飼料においては平成25年6月27日提出（平成25年8月6日に訂正有価証券報告書を提出）、日本配合飼料においては平成25年6月27日提出）並びに四半期報告書（協同飼料においては平成25年8月13日、平成25年11月13日及び平成26年2月13日提出、日本配合飼料においては平成25年8月13日、平成25年11月13日及び平成26年2月13日提出）をご参照ください。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりです。

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (イ) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (ロ) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (ハ) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (ニ) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

## 第四部【特別情報】

### 第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

#### 1【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

#### 2【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

#### 3【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

#### 4【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

## 第五部【組織再編成対象会社情報】

### 第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

#### (1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

##### 【有価証券報告書及びその添付資料】

###### 協同飼料

事業年度 第68期(自 平成24年4月1日 至平成25年3月31日) 平成25年6月27日関東財務局長に提出

###### 日本配合飼料

事業年度 第125期(自 平成24年4月1日 至平成25年3月31日) 平成25年6月27日関東財務局長に提出

##### 【四半期報告書又は半期報告書】

###### 協同飼料

(a) 第69期第1四半期(自 平成25年4月1日 至平成25年6月30日) 平成25年8月13日関東財務局長に提出

(b) 第69期第2四半期(自 平成25年7月1日 至平成25年9月30日) 平成25年11月13日関東財務局長に提出

(c) 第69期第3四半期(自 平成25年10月1日 至平成25年12月31日) 平成26年2月13日関東財務局長に提出

###### 日本配合飼料

(a) 第126期第1四半期(自 平成25年4月1日 至平成25年6月30日) 平成25年8月13日関東財務局長に提出

(b) 第126期第2四半期(自 平成25年7月1日 至平成25年9月30日) 平成25年11月13日関東財務局長に提出

(c) 第126期第3四半期(自 平成25年10月1日 至平成25年12月31日) 平成26年2月13日関東財務局長に提出

##### 【臨時報告書】

###### 協同飼料

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成26年6月11日)までに、以下の臨時報告書を提出

(a) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年7月2日関東財務局長に提出

(b) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定の規定に基づく臨時報告書を平成25年11月11日関東財務局長に提出

(c) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を平成26年2月12日関東財務局長に提出

(d) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成26年3月26日関東財務局長に提出

(e) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づく臨時報告書を平成26年5月20日関東財務局長に提出

###### 日本配合飼料

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成26年6月11日)までに、以下の臨時報告書を提出

(a) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日関東財務局長に提出

(b) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定の規定に基づく臨時報告書を平成25年11月11日関東財務局長に提出

(c) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成26年3月26日関東財務局長に提出

(d) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づく臨時報告書を平成26年5月9日関東財務局長に提出

## 【訂正報告書】

協同飼料

訂正報告書（上記 の平成25年6月27日付有価証券報告書の訂正報告書）を平成25年8月6日関東財務局長に提出

日本配合飼料

該当事項はありません。

## (2)【上記書類を縦覧に供している場所】

協同飼料

協同飼料株式会社 本店

（神奈川県横浜市西区高島二丁目5番12号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

日本配合飼料

日本配合飼料株式会社 本店

（神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目9番地13）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）



## 第六部【株式公開情報】

### 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第2【第三者割当等の概況】

#### 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

#### 2【取得者の概況】

該当事項はありません。

#### 3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第3【株主の状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となる協同飼料及び日本配合飼料の平成26年3月31日現在の株主の状況は以下のとおりです。

#### 協同飼料

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
有限会社大和興業	横浜市中区南仲通四丁目43番地	6,517	6.27
ケイヒン株式会社	東京都港区海岸三丁目4番20号	5,949	5.72
株式会社横浜銀行 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	4,933	4.74
朝日生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区大手町二丁目6番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	4,568	4.39
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	4,021	3.87
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	3,231	3.11
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町一丁目13番2号	2,776	2.67
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	2,278	2.19
三井住友信託銀行株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・ サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番11号)	2,249	2.16
三井物産株式会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区大手町一丁目2番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	2,216	2.13
計		38,740	37.25

(注) 上記のほか協同飼料所有の自己株式5,061千株(4.87%)があります。

## 日本配合飼料

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
三井物産株式会社	東京都千代田区大手町1丁目2-1	47,242	42.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	5,054	4.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11-3	1,942	1.76
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3-3	1,598	1.45
北辰商事株式会社	愛媛県四国中央市川之江町4069	1,250	1.13
北辰ミート株式会社	愛媛県四国中央市川之江町4069	1,250	1.13
株式会社横浜銀行	神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目1-1	1,237	1.12
スターゼン株式会社	東京都港区港南2丁目5-7	1,000	0.91
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3-9	943	0.85
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウ ント ジェイビーアールディ ア イエスジー エフイー - エイシー (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	765	0.69
計		62,282	56.45

(注) 上記所有株式のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 5,054千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 1,942千株

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成26年10月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成26年10月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。